

飯塚市サンビレッジ茜民間運営等事業者
公募型プロポーザル募集要項

2026年(令和8年)10月

飯塚市

目 次

1. 背景及び募集の趣旨	3
2. 公募の概要等について	3
2－1 貸付施設の概要	3
2－2 貸付内容の概要	3
2－3 飯塚市の支援	4
3. 土地・施設・運営に係る貸付条件について	4
3－1 基本条件	4
3－2 土地・施設等条件	4
3－3 運営方針	5
4. 参加資格について	5
4－1 応募者の構成	5
4－2 応募者の参加資格	5
5. スケジュールについて	6
6. 応募について	6
6－1 現地視察	6
6－2 質問・回答	7
6－3 提案を求める事項	7
6－4 参加表明書・企画提案書等の提出	7
6－5 応募の辞退	8
7. 審査について	8
7－1 選定委員会の設置	8
7－2 選定方法	9
7－3 応募資格の喪失	9
7－4 審査項目及び審査の観点	10
7－5 選定結果の通知及び公表	10
8. 最優秀提案者決定後について	11
8－1 覚書の締結	11
8－2 仮契約、本契約及び基本協定の締結	11
8－3 最優秀提案者との協議が整わない場合の措置	11
8－4 その他の留意点	12
9. 留意事項について	12
9－1 失格事項	12
9－2 その他の留意事項	12
10. 事務局・担当窓口について	13

■様式集

- 様式1 質問書
- 様式2 現地視察申込書
- 様式3－1 参加表明書(単独用)
- 様式3－2 参加表明書(共同事業者用)
- 様式4－1 事業者概要書
- 様式4－2 役員名簿
- 様式4－3 事業実績調書
- 様式5 誓約書
- 様式6 辞退届

■別添

- 別添1 サンビレッジ苗基礎資料
- 別添2 サンビレッジ苗民間利活用方針
- 別添3 提出一式概要及び書類作成留意点
- 別添4 貸付及び運営に関する覚書(案)

1. 背景及び募集の趣旨

サンビレッジ茜は、1990 年(平成 2 年)8 月に自然環境に恵まれた広大な敷地内に、九州では初となる人工芝スキー場を有した施設として飯塚市山口に開設された施設です。その後、キャンプ場や茜ドーム等を常設し、一大テーマパークとして大いにまちの賑わいを創出しました。オープン当初は年間来場者数が 88,753 人で 1992 年(平成 4 年)に 112,769 人とピークを迎えましたが、少子高齢化やスキーブームの衰退等により以降は年々減少傾向となり、2023 年(令和 5 年)には年間来場者数は 18,737 人まで減少しました。また、開設から 35 年が経過し、施設全体の老朽化が著しく進んでいる現況を鑑み、今後の施設としてのあり方や運営方法について見直すこととし、2023 年(令和 5 年)にサウンディング調査を実施し、「サンビレッジ茜再整備検討委員会」を立ち上げるなど、今後の方向性を検討した結果、指定管理者による運営を 2026 年(令和 8 年)3 月 31 日に終了し、施設全体を一時休止することとしました。

そのような状況の中、施設の存続に向けた今後の運営方針については、サンビレッジ茜の運営に意欲のある事業者による民間活力・民間投資を主体とした、新たな運営体制の構築を目指すこととし、これまでの良き点(子どもたちへの社会教育的な体験学習など)は継続しつつ、民間事業者(以下「事業者」という。)の創意工夫により再生を目指すこととしました。そのため、飯塚市における新たな観光資源として施設・設備・工作物等(以下「施設等」という。)を借り受け、ソフトとハード両面から運営できる事業者から広く企画提案を求め、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとしたものです。

2. 公募の概要等について

2-1 貸付施設の概要

名称	サンビレッジ茜
所在地	飯塚市山口845番地38、飯塚市山口845番地57ほか
主要施設	人工芝スキー場、宿泊施設、キャンプ場、茜ドーム
開設年月日	平成2年8月2日
敷地面積	107,748㎡
延床面積	2,972㎡(ガイドハウス、セントラルロッジ等施設)
都市計画法	用途地域外

※サンビレッジ茜の基礎資料は別冊1のとおり

2-2 貸付内容の概要

(1)貸付形態:普通財産貸付(無償)

(2)貸付期間:契約締結日から3年間

(貸付期間満了時は協議の上契約を更新することができ、飯塚市は通年10年以上の貸付を希望します。)

(3)現状有姿貸付:施設等は現状のまま貸し付け、市は修繕義務を負いません。

(4)無償引き渡し及び請求権の放棄:契約満了時、施設等は原則として原状回復するか、市に無償での引き渡しとします。借受人は、市に対し一切の買取り請求、有益費償還請求、損害賠償請求

を行えません。

- (5)貸付契約の締結以降、貸付物件の種類、品質または数量に関して、契約の内容に適合しないことを理由として履行の迫完の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることはできません。

2－3 飯塚市の支援

(1) 土地・建物の無償貸付

土地・建物については、現状のまま貸付契約に基づく期間は無償貸付としますが、飯塚市議会の議決を経て確定します。

(2) ライフライン復旧整備に対する補助金

サンビレッジ茜の施設は老朽化が著しく、特に施設再開にあたっては、不能となっている受変電設備等電気設備と給水設備の復旧等が必須であり、貸付契約締結に至った借受人には、ライフライン復旧整備(受変電設備等電気設備と給水設備の復旧)に該当する事業費に対してのみ、2億円を上限に補助金として支援します。(※復旧工事完了後、実績報告に基づいて支出予定)

【※注意】

市が支援する補助金は前述のライフライン復旧に係るものに限定しており、施設(付帯設備等含む)に対するその他の修繕または老朽化等による施設の不具合等については現状のままで貸し付けることとなります。また現在、電気が通電しておらず、再開に向けて通電した際に不具合が見つかる場合も考えられますが、追加の補助等はございません。

詳細は、現地視察の際に説明いたします。

なお、本件における無償貸付等議決事項について、飯塚市議会の議決を得られなかった場合、本件は提案を募集したことにとどまることを留意ください。

3. 土地・施設・運営に係る貸付条件について

3－1 基本条件

- (1)サンビレッジ茜に係る土地及びサンビレッジ茜の敷地内にある施設等は、飯塚市の所有であり、今後も譲渡はせず「無償貸付」を前提とします。
- (2)スキー場、宿泊施設およびキャンプ場の施設用途は変更せず運営してください。
- (3)借受人がサンビレッジ茜の運営主体となり、スキー場・宿泊施設・キャンプ場・茜ドームにおける各事業の管理運営を担ってください。なお、管理運営に要する費用については借受人の負担とし、施設利用収入は借受人の収入とします。

3－2 土地・施設等条件

- (1)借受人が土地の形状の変更及び土地上への新たな建設または、設置を行う場合は、あらかじめ飯塚市と協議し、決定を受けるものとします。また、既存施設の増改築および解体・撤去をする場合も同様とします。
- (2)前項およびサンビレッジ茜の再開に必要な施設等の修繕・改修等に必要な費用は借受人の自己負担となります。飯塚市に一切請求をすることはできません。ただし、スキー場は受変電設備等電気設備と給水設備の故障等により現状で再開することができませんので、2億円を上限に受変電設備等電気設備と給水設備の復旧にかかる支援を協議することができます。

- (3)スキー場内には、リフトとムービングベルト(コンベア式登坂装置:動く歩道)があり、どちらか一方は飯塚市と協議の上リニューアルしてください。なお、現在、受変電設備等電気設備等の故障により稼働不能となっており、その復旧が必要となります。
- (4)リフトを運用する場合、日本索道協会及び九州索道協会への届出義務があるため、借受人にて事務手続き及び年会費等の負担してください。
- (5)ムービングベルトを運用する場合、安全性を重視し、事故防止対策を講じてください。
- (6)宿泊施設は現施設を改修することができます。建て替える場合は、関係法令を遵守し、飯塚市と協議の上決定を受けるものとし、それにかかる費用は借受人の負担となります。
- (7)施設の新設や増改築した場合の所有権は、飯塚市と協議することができます。なお、借受人が所有者となる場合は、貸付終了時に当該施設の撤去を必要とします。

3-3 運営方針

サンビレッジ苗の運営にあたっては、下記方針を遵守した運営計画を策定し、これまでの良き点(子どもたちへの社会教育的な体験学習など)は継続しつつ、民間事業者のアイデアを活かし、地域経済の活性化を図ってください。

- (1)市民から親しまれ、初心者から上級者までどんな人でも楽しめるスキー場運営
- (2)スキーや自然体験など子どもたちの健全な成長に繋がる事業の実施
- (3)市外・県外から人を呼び込む新たな観光・交流拠点
- (4)地元特産品の活用や地域資源との連携による地域経済の活性化
- (5)適正な土地及び建物の管理

4. 参加資格について

4-1 応募者の構成

- (1)応募者は、単独の法人又は共同事業者とします。
- (2)共同事業者を構成する法人は単独で応募することはできません。また、他の応募の共同事業者の構成員となることもできません。
- (3)応募提案資料提出後、共同事業者の構成員の変更および追加は認めません。ただし、市の承認を得て、事業継承に支障がない場合に限り、変更および追加を認めます。
- (4)共同事業者は、構成員との調整を行うとともに、飯塚市との協議において窓口となり、また飯塚市と締結先となる代表事業者を定めてください。

4-2 応募者の参加資格

応募者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす法人の事業者とします。ただし、共同事業者で応募する場合は、(9)の要件は構成員の1者が満たしていればよいものとします。

- (1)福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3)飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中

でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8)福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (9)提案する計画内容に必要な資力及び免許、知識(実績)、信用を有するものであること。

5. スケジュールについて

内容	日程
公募の開始	令和8年10月26日(月)
現地視察	令和8年11月11日(水)
質問期間	令和8年10月26日(月)～11月20日(金)
質問回答	令和8年11月26日(木)
参加表明書・企画提案書等の提出	令和8年10月26日(月)～12月9日(水)
一次審査(書類審査)	令和8年12月10日(木)※1
一次審査結果通知 ※2	令和8年12月11日(金)※1
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年12月21日(月)※1
審査結果通知(最優秀提案者決定)※2	令和8年12月25日(金)※1
覚書締結 ※3	令和8年12月28日(月)※1
仮契約締結 ※3	覚書締結から3か月以内
契約締結、基本協定締結 ※4	覚書締結から5か月以内

※1 日程については変更する場合があります。

※2 一次審査の結果通知は提出されたメールアドレスに電子メールにて通知します。二次審査後の結果通知は、電子メールと郵送の双方で通知します。

※3 最優秀提案者決定後は、最優秀提案者と覚書を締結して協議を行い、協議がまとまったのちに仮契約を締結します。最優秀提案者が辞退、または協議が不調となった場合、次点者と覚書を締結して協議を行い、協議がまとまったのちに仮契約を締結します。

※4 本件は飯塚市議会の議決を要する内容を含むため、飯塚市議会の議決後に本契約と基本協定書を締結します。なお、飯塚市議会の議決が得られなかった場合において、本件は提案を募集したことにとどまり、公募に関して支出した費用について、飯塚市は補償しません。

6. 応募について

6-1 現地視察

現地視察を希望される事業者(任意)は下記により現地視察をすることができます。

(1)視察日時

令和8年11月11日(水)の10:00から15:00まで

(2)申込方法

令和8年11月6日(金)15:00までに現地視察申込書(様式2)により、「10. 事務局・担当窓口について」の事務局アドレスに電子メールにて提出してください。電子メール以外は受け付けません。

(3)現地視察日時の通知

現地視察申込書を受付後、視察時間を決定し、現地視察申込書に記載の連絡先に電子メールにて通知します。

(4)その他

- ①各事業者1回限りとします。
- ②通知した開始時間に現地に集合してください。
- ③雨天決行します。
- ④カメラ及びビデオカメラ等による撮影は認めますが、個人情報等プライバシーに関する情報にご配慮ください。
- ⑤現地視察に参加されなくても応募できますが、物件の状況は了知されているものとみなします。

6-2 質問・回答

(1) 質問受付方法

質問がある場合は、質問書(様式1)により、「10. 事務局・担当窓口について」の事務局アドレスに電子メールにて提出してください。電子メール以外は受け付けません。

(2) 質問受付期間

令和8年10月26日(月)10:00～11月20日(金)17:00まで(必着)

(3)回答方法

質問に関する回答は、令和8年11月26日(木)までに飯塚市ホームページで質問者名を伏せて掲載します。

6-3 提案を求める事項

「3. 土地・施設・運営に係る貸付条件について」を踏まえ、以下の項目について企画提案書を作成してください。

- (1)サンビレッジ茜の運営方針(市民スキー場・観光拠点の考え方)
- (2)観光拠点としての地域経済への貢献
- (3)施設リニューアルの考え方
- (4)民間投資による全体事業費
- (5)持続可能な運営体制(資金計画・収支計画・集客策等)づくりについて
- (6)上記(1)～(5)以外の独自提案(提案がある場合)

6-4 参加表明書・企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加を希望される場合は、下記のとおり参加表明書及び企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年12月9日(水)17:00まで(必着)

(2) 提出場所

「10. 事務局・担当窓口について」に記載する担当窓口

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便・レターパック等配送の記録が残る方法に限る。)

(4) 提出書類……(提出部数)

- ①参加表明書(様式3-1または様式3-2)……………(1部)
- ②事業者概要書(様式4-1)……………(1部)
- ③役員名簿(様式4-2)……………(1部)
- ④業務実績調書(様式4-3)……………(1部)
- ⑤誓約書(様式5)……………(1部)
- ⑥企画提案書(様式自由、A4判横、片面印刷)……………(6部)
- ⑦貸付期間中の事業・収支計画(様式自由、A4判横、片面印刷)……(6部)
- ⑧会社パンフレット等概要の分かるもの(任意)……………(1部)
- ⑨法人の定款……………(1部)
- ⑩法人登記履歴事項全部証明書……………(1部)
- ⑪財務諸表(直近の決算のもの)……………(6部)
- ⑫国税、県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)……(1部)
- ⑬印鑑証明書(原本)……………(1部)

※ア) ⑥企画提案書、⑦貸付期間中の事業・収支計画書、⑪財務諸表の6部提出について、正本1部と副本5部(事業者名その他事業者が特定される情報は非掲載のもの)で提出してください。プレゼンテーションは副本を使用します。

※イ) 共同事業者での応募の場合、②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬は構成される各事業者全ての提出が必要。

※ウ) ⑩、⑫は写し可。ただし、提出日以前3ヵ月以内に発行されたものに限る。

※エ) 飯塚市有資格者名簿登載者は、⑩、⑫、⑬の提出は不要とする。

※オ) 提出については、別添3「サンビレッジ茜民間運営等事業者選定にかかる提出一式概要」を参照し、遺漏の無いようにしてください。

6-5 応募の辞退

参加表明書・企画提案書等の提出後、辞退する場合は、速やかに「10. 事務局・担当窓口について」の事務局に電話連絡し、その後辞退届(様式6)を事務局に届け出てください。

7. 審査について

7-1 選定委員会の設置

飯塚市は最も優れた企画提案を選定するため、学識経験者等で構成される「サンビレッジ茜民間運営等事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置して提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。なお、応募者が1社であっても選定委員会を開催することと

し、審査の結果「最優秀提案者なし」、「次点提案者なし」とする場合があります。

選定委員会の委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、審査結果の公表までは明らかにしません。また選定委員会の運営及び議事内容も非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問や異議申し立ては一切受け付けません。

7－2 選定方法

選定にかかる審査は、書類審査及びプレゼンテーション方式により、企画提案書等を基に下記の手順に沿って審査を行います。

(1)一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等について、業務実績者や実施体制などを審査項目に基づき審査、採点を行います。また、参加者が5者を超える場合、二次審査への対象者を5者程度に絞ることができるものとします。なお、提案内容が本募集要項で求めた条件と明らかに相違している場合は審査の対象としません。一次審査終了後、審査結果を応募者に個別に電子メールにより通知します。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した者に対して、企画提案のプレゼンテーションによる審査を実施します。審査にあたっては、審査基準に基づき採点し、最高得点者を最優秀提案者、次点者を次点提案者として選定します。ただし、審査の結果、最高得点者の総得点数が満点の6割に満たない場合は、最優秀提案者を選定しません。

①実施日及び場所

予定日:令和8年12月21日(月)

日時や場所については、対象者宛に後日電話または電子メールにより通知します。

②参加人数

3名以内(担当者は必ず参加すること。)

③審査時間

35分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分以内)

④留意事項

ア)プレゼンテーションは、6－4(4)提出書類⑥企画提案書の副本を使用して行うこととし、それ以外の資料は認めません。また、事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載してはいけません。(写真等の資料にも記載がないことを確認してください。)

イ)原則、プレゼンテーション審査の順番は企画提案書等の提出順とします。

ウ)パソコン等を用いた説明を行う場合は、参加者側で機器を準備してください。(スクリーン、プロジェクターは市で準備します。)

7－3 応募資格の喪失

次の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、その時点で、応募者の資格を喪失させるものとします。

(1)提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

(2)本募集要項に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 企画提案書等の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本募集要項及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本募集要項等に定める手続、方法等を遵守しない者

7－4 審査項目及び審査の観点

企画提案書等の内容について、次の審査項目及び審査の観点に基づき、選定委員会において、実現性・継続性も考慮し審査を行います。なお、合計点が同点の場合は、③事業計画等の点数上位者を最優秀提案者に選定します。

審査項目		審査の観点	配点
① 知識・経験等			
スキー場に関する業務実績		・スキー場の運営またはスキー場に関連する業務実績があるか	15
民間投資による全体事業費の規模		・事業全体における民間投資額	15
② 運営方針・地域貢献			
運営方針	市民スキー場	・飯塚市が求めるサンビレッジ茜のコンセプト(市民スキー場・観光拠点としての考え方)に合致した内容となっているか	20
	観光拠点		
地域経済への貢献		・地元雇用の創出など、地域経済の活性化に資するものか	5
③ 事業計画等			
施設リニューアルの考え方		・施設更新の手法について、確実な運営再開が見込まれるとともに効率的な手法か ・スキー場・宿泊施設・キャンプ場・茜ドームの運営手法が適切であるか	10
実施体制		・安全管理などの有資格者や運営上必要な技術者など適切な人員配置となっているか	10
持続可能な運営体制づくりについて		・資金計画や収支計画、集客に向けた具体的な取り組みなど、サンビレッジ茜の持続可能な運営を行う十分な能力があるか	15
④ 独自性			
独自提案		・①～③のほか、提案者の独自提案が独創性・実現性があり、実効性が期待できるか	10

7－5 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果等については、二次審査(プレゼンテーション)実施後速やかに各参加者に郵送及び電子メールにて通知します。

(2)選定結果(最優秀提案者及び次点提案者)は飯塚市ホームページで公表します。公表する内容は下記のとおりです。

- ①最優秀提案者の名称、所在地、総得点
- ②最優秀提案者以外の総得点(社名等は非公開)

8. 最優秀提案者決定後について

8-1 覚書の締結

飯塚市は、最優秀提案者(優先交渉権者)と協議を行い、「飯塚市サンビレッジ苗貸付及び運営に関する覚書」(資料2)の締結により、事業候補者を決定します。本覚書の締結時期は、最優秀提案者決定後、速やかに行うことを予定(令和8年12月下旬)しています。なお、最優秀提案者との協議が不調となった場合などにおいては、次点提案者(次順位優先交渉権者)と協議する場合があります。

8-2 仮契約、本契約及び基本協定の締結

- (1)飯塚市と事業候補者は、覚書締結後、企画提案に基づき協議し、事業候補者が事業運営にかかる基本計画書を作成した上で、双方で飯塚市サンビレッジ苗の事業運営に向けた貸付にかかる仮契約を締結します。
- (2)契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとします。
- (3)この公募にかかる貸付内容は、飯塚市議会の議決を必要とするものであるため、議決後に本契約と、飯塚市サンビレッジ苗の事業運営に向けた基本協定を締結します。
- (4)飯塚市議会の議決を得られなかった場合、仮契約は効力を失い、仮契約までに支出した費用について、市は補償しません。
- (5)基本協定は、覚書の締結日から5か月を超えない期間において締結するものとし、また、その内容については企画提案に基づいた協議を踏まえたものとします。
- (6)基本協定の締結をもって、事業候補者はサンビレッジ苗の運営事業者として決定し、運営事業者は、速やかにサンビレッジ苗の再開に着手するものとします。なお、基本協定が締結された時点で、飯塚市は次点提案者に対し文書で通知を行い、次点提案者はその地位を喪失するものとします。

8-3 事業候補者との協議が整わない場合の措置

(1)協議が不調の場合

貸付及び運営に関する覚書の締結から、覚書で定めた期間内に飯塚市がやむを得ないと認める場合を除き、事業候補者との協議が整わず基本協定が締結できない場合は、協議を終了し、飯塚市は事業候補者の地位を喪失させることができるものとします。

このほか、基本協定締結までの間に事業候補者が9-1に示す失格事項に示すいずれかの事項に該当した場合、事業候補者の地位は喪失するものとします。

(2)事業候補者が自ら辞退した場合

事業候補者自らが辞退した場合は、事業候補者の地位を喪失し、地位の譲渡はできないも

のとします。

なお、共同事業者の代表事業者又は構成員から辞退の申し出があり、飯塚市が残る構成員で事業を履行できないと認める場合には、事業候補者の地位を喪失させる場合があります。

(3)次点提案者との協議

上記(1)、(2)のいずれかの事由により事業候補者がその地位を喪失した場合、飯塚市は、次点提案者と貸付及び運営に関する覚書の締結に係る協議を行うこととします。

8-4 その他の留意点

- (1)事業の推進に向けて必要な調整及び諸手続きについては運営事業者の責任と費用で行うこととします。
- (2)運営事業者は、会社更生法に基づく更生手続開始や民事再生法に基づく再生手続開始などの申立てがあった場合のほか、称号、住所又は代表者などに変更が生じたときは、直ちに市に届け出るものとします。

9. 留意事項について

9-1 失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、プロポーザル提案は無効とします。

- (1)本募集要項4-2に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (2)定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3)記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4)虚偽の内容が記載された場合
- (5)契約が締結できない、または締結の意思が認められない場合
- (6)公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (7)飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合

9-2 その他の留意事項

- (1)参加者1者につき1提案とします。
- (2)提出された書類は、一切返却しません。
- (3)本プロポーザルに伴う、企画提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とします。
- (4)提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円を使用することとします。
- (5)提出期限以降における書類の差し替え及び追加、削除は認めません。ただし、誤字などの修正はこの限りではありません。
- (6)提出された企画提案書等は、プロポーザルに係る選定以外には提出者に無断で使用しません。
- (7)提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、審査に必要な範囲において無償で複製することが出来るものとし、プロポーザル特定後、公平性及び透明性及び客観性を期するため公表するこ

とがあります。

(8)本募集要項に関する追加情報等の提供は、原則本市ホームページで行います。

(9)本募集要項に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定することとします。

10. 事務局・担当窓口について

本事業に関する担当窓口は下記のとおりです。

問い合わせ先並びに書類等の提出先は下記窓口宛にお願いします。

〒820-8605 福岡県飯塚市忠隈523番地 飯塚市役所穂波庁舎

飯塚市市民協働部スポーツ振興課

電話(代表):0948-22-0380(内線2141・2142)

FAX:0948-25-8994

E-mail:sports-s@city.iizuka.lg.jp